

14 酒類製造免許場数の推移

(単位:場)

種類	清酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑酒	計
昭和	20外18	外115	外2068	外406				外477			外3,084
	3,160	53	654	84	13			8,491			12,455
	25外48	外73	外1866	外258				外309			外2,554
	3,692	46	736	73	13			3,711			8,271
	30外58	外92	外1443	外281				外609			外2,483
	4,021	26	646	64	13			2,180			6,950
	35外47	外82	外675	外168				外639			外1,611
	3,980	27	574	29	16			516			5,142
	40外30	外97	外647	外157		外228	外129	外250	外101	外12	外1,651
	3,865	10	476	40	25	336	18	33	43	49	4,895
	45外25	外92	外569	外163		外217	外132	外218	外104	外16	外1,536
	3,533	3	418	37	28	263	22	26	58	46	4,434
	50外30	外84	外510	外160		外232	外138	外243	外133	外21	外1,551
	3,229	2	429	31	32	232	29	23	47	48	4,102
	55外36	外81	外515	外149		外233	外145	外243	外146	外35	外1,583
	2,947	1	410	38	35	236	31	21	48	50	3,817
	56外39	外81	外508	外151		外241	外146	外245	外148	外42	外1,601
	2,742	1	416	37	36	232	30	21	47	52	3,614
	57外39	外79	外529	外151	外1	外245	外145	外245	外145	外44	外1,623
2,733	3	416	35	35	225	31	21	49	54	3,602	
58外47	外79	外574	外152	外1	外254	外150	外247	外152	外49	外1,705	
2,712	3	416	34	37	234	34	22	49	55	3,596	
59外54	外80	外590	外156	外1	外273	外160	外259	外175	外60	外1,808	
2,647	3	431	31	37	227	35	18	54	56	3,539	
60外64	外81	外584	外161	外2	外283	外169	外262	外215	外69	外1,890	
2,586	3	434	30	38	231	35	16	51	57	3,481	
61外62	外81	外589	外163	外2	外290	外174	外264	外233	外72	外1,930	
2,544	4	419	31	39	236	30	15	53	61	3,432	
62外60	外80	外594	外163	外3	外298	外178	外263	外238	外77	外1,954	
2,513	4	408	30	40	245	31	19	58	60	3,408	
63外59	外78	外593	外161	外3	外292	外174	外266	外257	外75	外1,958	
2,495	5	405	30	41	250	31	15	56	61	3,389	
平成元	外56	外77	外599	外75	外5	外310	外175	外266	外260	外78	外1,901
2,438	5	399	30	39	243	28	19	63	59	3,323	
2	外55	外77	外591	外73	外5	外311	外176	外270	外275	外80	外1,913
2,435	4	403	31	41	248	28	16	58	62	3,326	
3	外60	外78	外591	外69	外5	外319	外172	外267	外278	外80	外1,919
2,418	4	400	33	41	246	25	16	64	64	3,311	
4	外55	外78	外591	外69	外7	外322	外173	外270	外279	外88	外1,932
2,407	3	402	33	42	247	26	13	66	62	3,301	
5	外61	外76	外587	外69	外8	外316	外172	外272	外280	外85	外1,926
2,386	4	397	32	42	249	24	11	67	61	3,273	
6	外64	外78	外586	外70	外14	外323	外173	外272	外283	外104	外1,967
2,369	3	397	30	49	245	24	12	71	61	3,261	
7	外64	外77	外588	外71	外17	外331	外173	外270	外298	外114	外2,003
2,336	6	391	29	68	241	24	14	69	64	3,242	
8	外63	外79	外588	外69	外25	外332	外172	外270	外301	外134	外2,033
2,306	2	383	32	143	244	23	18	75	63	3,289	
9	外68	外79	外584	外70	外35	外333	外176	外275	外310	外147	外2,077
2,268	2	376	32	238	249	21	16	82	85	3,369	
10	外78	外80	外573	外71	外40	外330	外176	外275	外325	外190	外2,138
2,229	1	368	30	274	247	19	17	83	88	3,356	
11	外82	外79	外567	外60	外45	外323	外171	外266	外335	外211	外2,139
2,191	1	365	38	281	247	16	18	82	94	3,333	
12	外86	外78	外565	外63	外51	外332	外176	外268	外371	外220	外2,210
2,152	1	362	36	272	246	14	19	91	106	3,299	

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」によった。
 2 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして掲げた。
 3 昭和35年度までは、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒は、現在の分類と異なるため、合計のみ記載した。

15 酒類販売業免許場数の推移

種類 年月日	卸売業			小売業			合 計	備 考
	全酒類	その他	計	全酒類	その他	計		
昭和	場	場	場	場	場	場	場	
13.9.30	-	-	-	-	-	-	-	
18.9.30	-	-	14,548	-	-	-	337,109	・免許制度 発足の年 ・企業整備 の年
21.9.30	-	-	-	-	-	-	117,592	
26.9.30	-	-	-	-	-	-	84,786	
31.9.30	-	-	4,657	-	-	-	98,255	
36.9.30	2,647	2,692	5,339	-	-	-	118,946	
41.3.31	外 5 1,939	外 1,683 2,567	外 1,683 4,506	外 656 101,947	外 65 21,383	外 721	123,330	
46.3.31	1,980	2,393	4,373	113,656	21,056	外 1,133	134,712	
51.3.31	1,965	2,387	4,352	122,291	20,756	外 1,345	143,047	
56.3.31	13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	外 14,321	150,832	
61.3.31	12,761	2,610	15,371	135,457	21,294	外 13,364	156,751	
62.3.31	11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	外 12,617	159,888	
63.3.31	11,804	2,745	14,549	138,258	21,913	外 12,478	160,171	
平成 元 .3.31	11,679	2,853	14,532	138,376	22,050	外 12,437	160,426	
2.3.31	11,567	2,977	14,544	138,513	22,034	外 12,353	160,547	
3.3.31	11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	外 12,594	161,523	
4.3.31	11,389	7,121	18,510	136,384	22,059	外 16,044	158,443	
5.3.31	11,006	7,302	18,308	136,545	22,091	外 15,822	158,636	
6.3.31	10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	外 15,786	159,300	
7.3.31	10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	外 15,542	160,112	
8.3.31	10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	外 15,286	161,338	
9.3.31	10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	外 14,913	162,406	
10.3.31	9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	外 14,652	166,883	
11.3.31	9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	外 14,346	171,848	
12.3.31	9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	外 14,061	175,095	
13.3.31	9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	外 13,923	177,482	
	9,365	6,885	16,250	145,053	31,820	外 13,630	176,873	

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」によった。
 2 昭和36.9.30から46.3.31までの外書は、卸小売兼業者で従たる場数、昭和51.3.31以降の外書は、卸売業者のうち、小売もできる場数である。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている場数である。

16 酒類小売業免許について

免許の要件（一般酒類小売業免許）

一般の酒販店に対する酒類小売業免許は、次の要件を満たす場合に付与されます。

1 申請者の人的要件（酒税法10条1号～10号）

- (1) 申請者が過去において酒税法に違反したことがないこと等遵法精神に欠けることがないことその他一定の欠格事由に該当しないこと
- (2) 申請者の経営の基礎が薄弱ではないこと

2 需給調整上の要件（酒税法10条11号）

抽選により決定された審査順位が、申請販売場が存在する小売販売地域の年度内免許枠の件数枠内であること（「人口基準」）。

なお、新規免許枠の件数は、次の算式により算出された人口基準免許枠の数値によります。

$$\text{新規免許枠} = \frac{\text{小売販売地域の人口}}{\text{基準人口}} \times \text{既存の酒販店の場数}$$

（注1）

「小売販売地域」は、原則として、税務署管轄区域内の各市区町村を1単位として設定されており（町村部は郡単位に統合）、以下のとおり、A、B、Cの各ランクに格付けされています。

A地域（東京都の特別区等又は可住地人口密度が3,000人/km²以上の市町村）

B地域（A地域以外の市等又は可住地人口密度が1,200人/km²以上3,000人/km²未満の町村）

C地域（その他の地域）

（注2）

「基準人口」は、「規制緩和3か年計画（平成10年3月31日閣議決定、平成11年3月30日改定、平成12年3月31日再改定）」に従って、以下のとおり段階的に緩和されることとなっており、最終的には平成15年9月1日をもって人口基準自体が廃止されることとされています。

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
A地域（大都市部）	1,450人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人
B地域（地方都市部）	950人	900人	850人	800人	750人
C地域（町村部）	700人	650人	600人	550人	500人

なお、平成11免許年度以前は、人口基準免許枠又は既存免許場数割合（既存店に2%を乗じた数値（最低1、上限5。いわゆる「2%条項」。）のいずれか大きい数値を年度内免許枠としていましたが、この2%条項は、平成11免許年度をもって廃止されています。

(注3) 平成13免許年度の新規免許枠の具体的算定例

例：既存酒販店が50場存在する人口78,000人のA地域の場合

$$\frac{78,000 \text{人 (小売販売地域の人口)}}{1,200 \text{人 (A地域の基準人口)}} - 50 \text{ (既存酒販店)} = 15$$

従って、この場合、上記の数値15が平成13免許年度の新規免許枠となります。

(注4)

平成11免許年度以前は、需給調整要件として、隣接する既存酒販店との間の距離が一定以上であることを要求する「距離基準」が存在していましたが、上記閣議決定及び平成12年8月30日の閣議決定に従い、平成13年1月1日をもって廃止されています。

免許の申請から免許付与までの手続

一般酒類小売業免許の場合、新規免許の申請は、免許年度（通常は9月1日～翌年8月31日）開始後1か月間、申請販売場を所轄する税務署で受け付けています。

この期間に受け付けた申請については、審査する順位を決定するために公開抽選を行った上でその順位に従って審査し、当該年度の新規免許枠の上限まで免許を付与します。

上記以外の期間においても免許申請をすることはできますが、上記の期間に免許申請を行った者から優先して免許を付与しますので、当該年度の新規免許枠が残存している場合に限り免許を取得することができます。

申請書の提出

- ・ 申請期間：9月1日～9月30日
- ・ 申請に関する事項等については広告及びホームページに掲載

審査順位の決定

- ・ 審査順位は、公開抽選により決定
- ・ 抽選は、10月上旬～中旬

審査順位に従った 免許要件の審査

- ・ 決定した審査順位に従って免許要件の審査
- ・ 標準的な処理期間は2か月

免許

- ・ 決定した審査順位に従って審査した結果、免許要件に合致した
ものから免許付与
- ・ 新規免許取得者等を翌月末日までに公表
(閲覧及びホームページに掲載)